

項 目	内 容
1. 商品名	無利息型普通預金
2. 販売対象	制限ありません。
3. 期間	定めはありません。
4. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6. 利息	利息はつきません。
8. 税金	利息がつかないので税金はかかりません。
7. 手数料	自動機（現金自動預金支払機等）によるお預入・お支払い等にあたっては、カード規定に定める手数料がかかることがあります。
9. 付加できる特約事項	満 20 歳以上の個人のお客様は、総合口座による当座貸越のお取扱いができます。 マル優の対象ではありません。
10. 中途解約時の取り扱い	定めはありません。
11. 重要事項について	この預金は預金保険制度により全額保護の対象となります。
12. その他参考事項	<p>口座維持手数料はかかりません。</p> <p>公共料金等の自動支払い及び給与・年金等の自動受取のお取り扱いもできます。</p> <p>この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>無利息型普通預金を普通預金に変更することはできません。</p> <p>普通預金から無利息型普通預金へと変更した際に、未払いの普通預金利息がある場合は、変更時にその利息を清算して、変更後の無利息型預金口座にご入金します。</p> <p>次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。</li> <li>・法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合。</li> </ul>
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお</p>

	<p>申し出ください。</p>
--	-----------------